

第7期委員改選にかかる検討状況等について

平成30年12月7日時点

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区
1 改選スケジュールについて								
推薦会議での構成団体・人数・公募要領の検討・決定	H30.11.2	H30.11.7～H30.12.7	H30.8下旬～H30.12下旬	H30.12.7～	H30.11中旬～H30.12下旬	H30.12月上旬～	H30.11中旬～H31.1中旬	H30.11.22
公募委員の公募	H30.12.16～H31.1.17	H31.1.6～H31.2.5	H30.12月下旬～H31.1月下旬	H31.1.6～H31.2.1	H31.1中旬～H31.2中旬	H31.1中旬～H31.2中旬	H31.1月上旬～H31.2月上旬	H30.12下旬～H31.1下旬
団体からの推薦書受領・個人委員からの推薦承諾書受領	H30.11～H31.1下旬	H30.12.18～H31.1.31	H30.12月中旬～H31.1月下旬	H31.1下旬～H31.2月下旬	H31.1月上旬～H31.1月下旬	H31.1中旬～H31.2中旬	H31.1下旬～H31.2月上旬	H31.1月上旬～H31.2月上旬
公募委員応募者の選考	H31.2月上旬	H31.2.13	H31.2月上旬	H31.2中旬	H31.2下旬	H31.2下旬	H31.2中旬	H31.2月上旬～H31.2中旬
自治協本会議での委員候補者議決	H31.2下旬	H31.3.28	H31.2月下旬	H31.3中旬	H31.2下旬	H31.3下旬	H31.3下旬	H31.2下旬
市長への推薦(内申)手続き	H31.3月上旬～H31.3下旬	H31.3.28～	H31.3月上旬～H31.3月下旬	H31.3中旬～H31.3下旬	H31.3月上旬～H31.3下旬	H31.3下旬	H31.3下旬	H31.3月上旬～H31.3下旬
2 委員の再任規定について								
概要								
検討状況	9月の特別部会で北区の方針案を決め、10月の自治協議会で方針を決定。	9月の推薦会議において検討し、10月の自治協議会において、下記取扱いを議決	11月推薦会議で確認 同月自治協議会で説明	11月の総務特別部会において取扱いを検討し、11月の自治協議会において議決済み。	11月のあり方ワーキンググループ及び12月の推薦会議において下記取扱いを検討いただき、12月の自治協議会において議決予定	11月19日開催の会長、副会長、推薦会議座長、同座長代理で協議し、下記取扱いを決定した。	11月の推薦会議において確認し、同月の自治協議会で説明済。	8月及び10月の区自治協議会において、下記取扱いを説明し、異論なし
再任回数上限の定め方	区自治協議会において下記取扱いとする旨を議決する(結果を議事録等の文書で残し、別途内規等は定めない)。	推薦会議で検討した結果について、全体会議で議決	下記事項について11月自治協議会で議決	区自治協議会において下記取扱いとする旨を議決。	区自治協議会において下記取扱いとする旨を議決する(結果を議事録に残すのみであり、別途内規等は定めない)。	下記事項について、11月自治協議会で説明し、了承された(結果を議事録に残すのみとし、別途内規等は定めない)。	推薦会議で検討した結果について、区自治協議会で議決(推薦会議の会議概要に残し、別途内規等は定めない)	上記の結果を議事録に残すのみとし、別途内規等は定めない予定
各号の再任回数上限								
1号委員	原則 2回	原則 2回	明確な上限は定めない	原則 2回	原則 2回	原則 2回	明確な上限は定めない	各団体の裁量で柔軟に決定 原則 2回
2号委員	原則 1回	原則 2回	明確な上限は定めない	原則 2回	原則 2回	原則 2回	明確な上限は定めない	各団体の裁量で柔軟に決定 原則 2回
3号委員(公募除く)	原則 1回	原則 2回	明確な上限は定めない	原則 2回	原則 2回	原則 2回	明確な上限は定めない	明確な上限は定めない 原則 2回
例外規定	上記を原則とするが、他の者に替えがたいと認められる1号または2号委員は、選出団体や委員資格が異なる場合は、4年または6年を越えて5期10年まで再任することもできる。	「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、原則として6年(3期)を在任期間の上限とするが、各選出団体等の実情に応じ、6年(3期)を超えて再任することを妨げない。	「附属機関等の指針」における6年という規定を目安に、各団体・各個人の事情を考慮し、判断してもらう。(または判断する)	上記を原則とするが、1号・2号委員については選出団体が推薦した場合、3号委員については専門知識、経歴等に照らし他の者に替えがたいと認められる場合は、上記に関わらず再任することができる。	上記を原則とするが、1号・2号委員については選出団体が推薦した場合、3号委員については専門知識、経歴等に照らし他の者に替えがたいと認められる場合は、上記に関わらず再任することができる。	団体選出委員の場合は各団体の裁量で判断してもらい、個人資格の委員の場合は専門知識、経歴等に照らし、委員推薦会議で判断する。	「附属機関等の指針」の在任期間に配慮しながら、団体選出委員の場合は各団体の裁量で判断してもらい、個人資格の委員の場合は専門知識、経歴等に照らし、委員推薦会議で判断する。	上記を原則とするが、特例として、1～3号委員について、知識・経歴等に照らし他に替えがたい(主として研究者・学者等)と認められる場合、上記に関わらず再任することができる。 ※推薦会議で審議→区自治協議会へ諮る
3 その他								
公募委員 予定人数	2名	2名	2名(11月全体会議で議決)	2名	4名	2名	3名	1名(確定)
次期委員改選に向けたその他の検討事項(委員構成・会議開催回数等なんでも結構です)	各号の構成は人数も含めて変更せず、公共的団体等からの選出団体の一部(豊栄統計調査委員協議会を支え合いのしくみづくり会議へ)のみ変更		選出団体数などゼロベースで構成	・自治協の役割を考える上で、地域の活動主体であるコミ協が重要であることから、各コミ協2名とする(推薦会議で決定)。 ・現在の選出団体が適当かどうか検討中。			公共的団体選出者、有識者については、見直しを検討中。	・区内の様々な公共的団体や有識者に参画していただくため、推薦会議及び本会議にて、1号委員数を現在の18名から9名とすることに決定した。(各コミ協2名ずつ→1名ずつ)